

第3章 日本標準産業分類の適用に当たって留意すべき事項

公的統計の作成における本分類適用に当たって留意すべき事項としては、以下のとおりである。

- 1 統計調査により作成する公的統計については、この告示の施行の日以後に行う統計調査に適用する。また、統計調査以外の方法により作成する公的統計については、同日以後に作成を開始する統計に適用する。

ただし、統計調査の作成に際してやむを得ない理由があるときは、本分類と異なる分類を使用することができる。この場合には、その使用した分類を明示するものとする。

なお、施行日前に作成する公的統計の表示であっても、本分類を適用することができる。

- 2 本分類の適用に当たっては、本分類の一部の分類項目のみを使用することができるほか、以下に示す一定の範囲において、大分類項目を除く分類項目の細分又は集約を行うことができる。ただし、公的統計の作成目的に応じ、分類体系を損なわない範囲において分類項目をまとめて表章することはできる。

ア 細分する場合

- ① 中分類項目を細分する場合には、ある中分類項目に属するいずれか一つの小分類項目又は細分類項目を新たな中分類項目として設定することができる。
- ② 中分類項目を細分する場合には、ある中分類項目に属する複数の小分類項目を集約し、それを新たな中分類項目として設定することができる。
- ③ 中分類項目を細分する場合には、ある中分類項目に属する同一の小分類項目における複数の細分類項目を集約し、それを新たな中分類項目として設定することができる。
- ④ 小分類項目又は細分類項目を細分する場合には、上記のア①、②及び③に準ずる。

イ 集約する場合

- ① 中分類項目を集約する場合には、同一の大分類項目に属する複数の中分類項目を集約し、それを新たな中分類項目として設定することができる。ただし、異なる大分類項目に属する中分類項目を互いに集約することはできない。
- ② 小分類項目又は細分類項目を集約する場合には、上記のイ①に準ずる。